

■ 税理士推薦保証制度 概要

商 品 名	税理士推薦保証「TAサポート」																																																	
取扱金融機関	約定書締結金融機関																																																	
制度融資等の利用	国・県・市町村・保証協会制度の利用可																																																	
責任共有制度	各制度要綱の定めによる																																																	
申込方法	金融機関経由																																																	
対 象 要 件	<p>次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者であること</p> <p>① 青森県内で事業を営み、1期以上の決算または確定申告を行っていること。</p> <p>② 保証協会の保証対象業種を営み、納税状況が良好なこと。</p> <p>③ 税理士会の会員である税理士等が月次管理等を行い、税理士等から「推薦書」(様式 税推)が提出されていること。 (保証協会は「推薦書」(様式 税推)を発行した税理士等と同推薦書の発行を確認する)</p> <p>④ 次の条件を満たしていること。</p> <p>《法人の場合》直近決算において経常利益を計上していること。ただし、直近決算(確定申告)において債務超過の場合は、税理士等の支援により策定した経営改善計画書(参考様式)において、業績の改善が見込まれること。</p> <p>《個人の場合》貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前所得金額が100万円以上計上していること。</p> <p>⑤ 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと。(本制度利用時に既保証付融資の正常化が図られる場合は利用可能)</p>																																																	
融 資 限 度 額	1,000万円以内																																																	
保 険 種 別	各制度要綱の定めによる																																																	
保 証 期 間	各制度要綱の定めによる																																																	
資 金 使 途	各制度要綱の定めによる																																																	
貸 付 形 式	各制度要綱の定めによる(但し、根保証を除く)																																																	
返 済 方 法	各制度要綱の定めによる																																																	
担保/連帯保証人	担保は原則として不要/連帯保証人は原則として法人の代表者を除いては、徴求しない																																																	
貸 付 利 率	各制度要綱の定めによる																																																	
信 用 保 証 料	<input type="checkbox"/> 基準保証料率(責任共有保証料率) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>料率区分</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.90%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 基準保証料率(責任共有外保証料率) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>料率区分</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>2.20%</td> <td>2.00%</td> <td>1.80%</td> <td>1.60%</td> <td>1.35%</td> <td>1.10%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> </tr> </table>										料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																									
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																									
料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																									
保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%																																									
保 証 料 割 引	<p>① 「会計参与設置会社」は、上記保証料率から0.1%割り引く</p> <p>② 不動産等担保の提供がある場合は、各制度要綱の定めに基づき割り引く</p>																																																	
取 扱 期 間	平成30年4月1日～平成31年3月31日																																																	
必 要 書 類	<p>① 推薦書(様式 税推)</p> <p>② 直近決算(確定申告)において債務超過の場合は、税理士等の支援による「経営改善計画書」(参考様式)</p>																																																	
モ ニ タ リ ン グ	<p>① 税理士等及び保証協会は、申込人の業況が悪化した場合は、速やかに情報を共有し、必要に応じて連携の上、経営支援に取組むものとする。なお、「経営改善計画書」(参考様式)を提出している法人については、保証協会において毎期決算書(税務申告書)を徴求するものとする。</p> <p>② 取扱金融機関は、実行後の申込人の現況把握に努め、事故報告書提出事由が発生した場合には、速やかに保証協会へ報告し、必要に応じ、税理士等及び保証協会と連携して経営支援に取組むものとする。</p>																																																	

※用語の略記・東北税理士会青森支部連合会⇒税理士会・税理士及び税理士法人⇒税理士等・青森県信用保証協会⇒保証協会